

## 《こんなときは手続きを》

次のようなときは、必ず水道お客様センターに手続きをしてください。  
 手続きは全てインターネット又は電話で行うことができます。

こんなとき	届け出の内容
(転出) 本市から他の市町村に 移られる場合	使用中止を申し出てください。 [主な確認事項] 住所・使用者名・転出予定日・お伺いする日 転出先住所・連絡先の電話番号
(転入) 他の市町村から本市に 移ってこられる場合	使用開始を申し出てください。 [主な確認事項] 住所・使用者名・使用開始日・電話番号 お支払い方法(口座振替又は納入通知書)
(転居) 本市内で住居を 移られる場合	使用中止を申し出てください。 あわせて使用開始を申し出てください。 (手続き内容は、転出及び転入の手続きに 準じます。)
長期にわたって 水道を使用しない場合	使用中止を申し出てください。 [主な確認事項] 住所・使用者名・使用中止日・お伺いする日
使用者又は所有者の 名義が変わる場合 [夫婦・親子間などで 上下水道料金の支払 いを引き継ぐ場合]	名義変更を申し出てください。 [主な確認事項] 新旧の使用者名・住所・変更日 ※口座振替の再提出は金融機関にお願いします。

### お問い合わせ先

水道お客様センター(市役所地階) TEL 0721-20-6400  
 大阪広域水道企業団 富田林水道センター

矢印のマークの部分から  
はがしてご覧ください。

【ご注意】 万一雨などで濡れている場合は、十分に  
乾かしてからおはがしください。

は が し が 郵 便


### 【下水道・浄化槽使用料については】

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富田林市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富田林市を被告として(訴訟において富田林市を代表する者は、富田林市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

※催告、使用水量のお知らせは対象外となります。

 ここからゆっくりとはがしてください。